

モータースポーツ専門部会規定 一部改正

<新旧対照表>

※下線部分：変更箇所

改正後	現行
<p><b>第1条</b> (略)</p> <p><b>第2条 専門部会の設置</b> 前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録部会</li> <li>2. 安全部会</li> <li>3. メディカル部会</li> <li>4. 技術部会</li> <li>5. マニファクチャラーズ部会</li> <li>6. レース部会</li> <li>7. ラリー部会</li> <li>8. <u>スピード競技部会</u></li> <li>9. 電気・ソーラーカー部会</li> <li>10. カート部会</li> </ol> <p><b>第3条 任務</b> 専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、JAF会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～7. (略)</li> <li>8. <u>スピード競技部会</u> スピード<u>競技</u>に関する下記事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調査および研究</li> <li>2) 諸規則の立案および統一解釈</li> <li>3) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査</li> <li>4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査</li> <li>5) 上記に関連する事項</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第4条 構成</b> 1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。</p>	<p><b>第1条</b> (略)</p> <p><b>第2条 専門部会の設置</b> 前条の目的のため、下記の専門部会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録部会</li> <li>2. 安全部会</li> <li>3. メディカル部会</li> <li>4. 技術部会</li> <li>5. マニファクチャラーズ部会</li> <li>6. レース部会</li> <li>7. ラリー部会</li> <li>8. <u>スピード行事部会</u></li> <li>9. 電気・ソーラーカー部会</li> <li>10. カート部会</li> </ol> <p><b>第3条 任務</b> 専門部会は、それぞれの専門部会ごとに掲げる下記事項につき、JAF会長の諮問に応じて意見を具申することを任務とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ～7. (略)</li> <li>8. <u>スピード行事部会</u> スピード<u>行事</u>に関する下記事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調査および研究</li> <li>2) 諸規則の立案および統一解釈</li> <li>3) 国際競技会、および選手権競技会の組織許可申請の審査</li> <li>4) 競技会のスポーツカレンダー登録申請の審査</li> <li>5) 上記に関連する事項</li> </ol> </li> </ol> <p><b>第4条 構成</b> 1. 専門部会の委員の定員は、下記の通りとし、それぞれの専門部会に部会長および2名以内の副部会長を置く。</p>

登録部会：9名以内  
安全部会：7名以内  
メディカル部会：7名以内  
技術部会：9名以内  
マニファクチャラーズ部会：11名以内  
レース部会：11名以内  
ラリー部会：9名以内  
スピード競技部会：11名以内（2018年1月1日より適用）  
電気・ソーラーカー部会：9名以内  
カート部会：11名以内

以下（略）

登録部会：9名以内  
安全部会：7名以内  
メディカル部会：7名以内  
技術部会：9名以内  
マニファクチャラーズ部会：11名以内  
レース部会：11名以内  
ラリー部会：9名以内  
スピード行事部会：9名以内  
電気・ソーラーカー部会：9名以内  
カート部会：11名以内

以下（略）